



防火訪問の実施に関するお知らせ

住宅火災の発生防止と被害の軽減、また、火災による高齢者被害を低減するため、市内全域を対象に防火訪問を実施しています。

今回、大字加倉、加倉1丁目、加倉2丁目、加倉3丁目及び加倉4丁目加倉第2区自治会地域を訪問いたしますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

《防火訪問の対象は？》

主に、住宅用火災警報器の設置が義務化以前に建築された住宅と、高齢者の居住する世帯を対象としています。

《防火訪問の内容は？》

住宅用火災警報器の設置状況の確認と、すでに設置されている場合には、今後の維持管理についてご説明します。

また、火災予防に関する説明を行い、防火パンフレットを配布させていただきます。

《防火訪問の方法は？》

庭先、玄関先、インターホンでの口頭によるものですので、家の中に入ることはありません。

なお、家の中の火気器具周囲などの確認をご希望される場合には、訪問した消防職員にご相談ください。

《防火訪問には誰が来るの？》

各区を管轄する消防署職員が訪問いたします。

また、訪問する消防署職員は、腕章を着用し、身分証明証を携帯しております。

《不在であった場合はどうするの？》

不在であった場合には、日を改めて訪問いたしますので、電話等で訪問日時を調整する必要はありません。

なお、初回の訪問で不在であった場合には、消防職員が訪問したことをお知らせするチラシをポスティングさせていただきます。

【お問合せ】 さいたま市岩槻消防署 管理指導課
電 話 048-749-0119
FAX 048-749-0120